

資源環境経済学特別演習Ⅱ 議事録
2013年度 第11回

報告題名 (title) : 育成者権の活用の実態			
報告者 (name)	藤井 隆太	日時	12月5日 午後3時～
所属分野 (labo)	国際開発学	場所	第2講義室
座長	渥美 敦順	議事録担当者	今井 貴浩
出席者			
長谷部、米澤、米倉、冬木、高篠、伊藤、石井、大友、スチン、池田、タンポウニ、山口、カライ、ユニクロス、今井、井上、佐々木、志賀、西田、朴、渥美、伊藤、江守、小田嶋、金、藤井、町田、秀、チリゲル			
報告要旨 (Abstract)			
<p>世界的な環境の変化や食の市場の多様化により、収量性・市場性・環境に適した種苗の育種が喫緊の課題としてあげられている。UPOV条約やそれに準ずる各国の法律などでは、知的財産である種苗に育成者の権利を付与し、その権利を拡充して、品種開発を促すべく、「育成者権」の強化が行われている。日本においては知的創造サイクルが自立的に行われる、知財立国を目指し、知的財産の活用が進められている。農業の分野においても農業の競争力を高め、地域振興を実現させるために知的財産を利用する目的の為、農林水産省知的財産戦略が策定された。一方で、先進国によるバイオパイラシーの問題があるという途上国の声が生物多様性条約に組み込まれるなど、「農民の権利」を拡充していこうとする国際的な動きもある。</p> <p>このような二つの国際的な大きな流れの中で、農業における育成者権の活用の実態はどうなっているのか、農民の権利等を通して育成者権の活用を考察する事が本研究の目的である。</p>			

質疑・応答(Q & A)

渥美：「農民の権利」の目的は何か。

藤井：「農民の権利」はそもそもインドの「植物遺伝資源を持つ発展途上国が先進国の企業によって自国の遺伝資源を奪われ利用されている」という主張に起因する。

渥美：今後は「農民の権利」と「育成者権」との対立について研究するのか。

藤井：そのとおりだ。この対立を原因とする紛争事例が存在する。本研究ではとくに「農民の権利」について焦点を当てる。

渥美：対象地域は世界か。

藤井：未定である。

西田：育成者権の所有者は大手種苗会社を想定しているのか。

藤井：グローバルな大手企業と、それより小さな育成者の育成者権とを想定している。それぞれの育成者権は内容が異なると考える。

西田：ここでの『小さな』の意味は具体的に何か。

藤井：例えば日本にいて日本にいない試料を使うような企業をグローバルな企業とし、それ以外を『小さな』育成者と認識している。

米倉：開発者と育成者が分かれたとはどういうことか。また、それぞれの役割や権利の違いはどのようなものか。そして、これらの特許法との関連はどのようになっているのか。

藤井：育成者権とは遺伝資源を使って新たな品種を作り出す権利である。開発者の権利は特許法と厳密には分かれていない。特許法においては、交配による改良品種は進歩性・新規性が認められないとの理由で特許として認められていない。しかし育成者権により改良品種に関する育成者の権利が保護される。

米倉：育成者権により何が保護されるのか。

藤井：育成者が、開発した種苗の販売・使用を独占的に行うことができる。

米倉：農民の自家採種が禁止されるのか。

藤井：UPOV 条約によれば各国の自由とされている。EU では禁止されている。一方で、日本や米国などでは許可されている。育成者と種苗の利用者の間で問題が発生しているようである。

石井：育成者権が農民の自家採種を防ぐことにより、農民にとってこれまで一般的であった自家採種に制約が掛かり、農民と種との関係が変化を被る懸念がある。第 14 回日本有機農業学会総会にて西川先生が以上の内容で報告を行うようである。

長谷部：どのように研究を進めていくのか。

藤井：まず権利の紛争の実態を把握したい。実態を把握すればそこから評価軸は見つけることが可能だと考える。